

第3部第1章 実施体制（準備期）

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

2 所要の対応

(1) 市行動計画等の作成及び体制整備・強化【保健医療部、総務部】

ア 市は、市行動計画を作成・変更する。その際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く⁴³。

イ 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。

ウ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政官等の養成等を行う。また、国、J I H S 及び県の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる市保健所の人材の確保や育成に努める。

エ 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例で定める⁴⁴。

オ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、平時から研修や訓練等を実施するとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や全庁の役割分担に関する調整を行う。

(2) 実践的な訓練の実施【保健医療部】

市は、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

⁴³ 特措法第8条第7項及び第8項により準用する第7条第3項。なお、医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聴くことも想定される。

⁴⁴ 特措法第37条の規定により読み替えて準用する第26条

第3部第1章 実施体制（準備期）

（3）国及び地方公共団体等の連携の強化【保健医療部】

ア 市は、国、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

イ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国、県、指定（地方）公共機関、市内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

ウ 市は、県と連携し、県連携協議会等を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議する。その協議結果及び国が定める基本指針等を踏まえ、市予防計画の見直しを行う。なお、市予防計画を改定する際には、市行動計画、市健康危機対処計画との整合を図る。

（4）組織体制及び各部局の役割分担【全部局】

市は、新型インフルエンザ発生時に迅速に対応を行うため、新型インフルエンザ等対策に係る有事の組織体制及び各部局の主な役割を次のとおり定める。

ア 市対策本部

新型インフルエンザ等が発生する前においては、適宜会議等を開催し、事前準備の進捗状況を確認し、庁内各部局における認識の共有を図るとともに、各部局間の連携を確保しながら庁内一体となった取組を推進する。また、業務継続計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生時において重要業務を継続する体制を検討する。

また、緊急事態宣言がなされた場合、市は、直ちに市対策本部を設置する⁴⁵が、緊急事態宣言前であっても、国内等の状況により任意に市対策本部を設置し、対策にあたるものとする。（法令外）

【市対策本部の構成】

- ・本部長：市長
- ・副本部長：副市長
- ・本部長：教育長、上下水道事業管理者、全部（局、支所）長、会計管理者及び保健所長

イ 医療対策会議

新型インフルエンザ等発生時の医療体制に係る具体的事項を協議し、市において医療体制を整備するため、市保健所長を議長とし、高崎市医師会、群馬郡医師会及び藤岡多野医師会（以下「郡市医師会等」という。）、高崎市歯科医師会（以下

⁴⁵ 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

第3部第1章 実施体制（準備期）

「市歯科医師会」という。）、高崎市薬剤師会（以下「市薬剤師会」という。）、医療機関、消防機関等で構成する医療対策会議を設置する。

ウ 各部局

市は、下図に示す新型インフルエンザ等対策に係る各部局の主な役割を確認し、有事の際に速やかに実行する。なお、下図に記載のない部局等についても、共通の欄に記載する事項が役割として想定される。

【図4】 新型インフルエンザ等対策に係る各部局の主な役割

| 部局等 | 主な役割 |
|-----|---|
| 共通 | <ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部で決定した施策の実行に関する事 ・所管業務の継続計画に関する事 ・所管施設の休業及び関係するイベントの自粛等に関する事 ・関係機関との連絡、協議に関する事 ・関係団体、関係機関に対して発生国等への渡航を避けるよう要請する事 ・所属職員の感染予防に関する事 |
| 総務部 | <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理の総合調整に関する事 ・市業務の継続に関する事 ・職員の感染予防に関する事 ・市民への情報提供（広報、報道機関対応を含む。）に関する事 ・市民への啓発に関する事 ・ホームページの運営に関する事 ・市内在住外国人への情報提供に関する事 ・ライフライン事業者（ガス、電気、情報通信等）との連絡調整に関する事 ・民間主催の各種行事（コンサート等）の自粛要請に関する事 |
| 財務部 | <ul style="list-style-type: none"> ・予算に関する事 ・自動車、燃料等の確保に関する事 ・物品の調達に関する事 |
| 市民部 | <ul style="list-style-type: none"> ・遺体の収容安置及び埋火葬に関する事 ・公共交通機関の確保に関する事 ・新型インフルエンザ等患者及び疑似症患者の人権確保に関する事 ・市民の生活支援に関する事 |
| 福祉部 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等（高齢、介護、児童、障害者、生活困窮者）、保育所（園）及び認定こども園における感染予防及び感染拡大防止に関する事 ・社会福祉施設等（高齢、介護、児童、障害者、生活困窮者）、保育所（園）及び認定こども園における新型インフルエンザ等発症者及び疑似症患者に対する人権確保に関する事 ・要援護者の生活支援に関する事 |

第3部第1章 実施体制（準備期）

| | |
|-----------|--|
| 保健 医療部 | <ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の開設、運営等に関する事 ・市議会との連絡に関する事 ・他の部局との連絡調整に関する事 ・患者の発生状況、感染規模の把握に関する事 ・感染原因及び感染経路の究明に関する事（サーベイランス等） ・新型インフルエンザ等の検査に関する事 ・医療体制及び医療機関の機能の確保に関する事（在宅患者支援を含む。） ・市民相談に関する事 ・患者発生状況等の情報収集及び発信に関する事 ・疫学調査に関する事 ・医療体制の整備に関する事 ・感染拡大防止に関する事 ・衛生指導に関する事 ・予防接種に関する事 ・抗インフルエンザウイルス薬、パンデミックワクチン等の医薬品及び個人防護具の確保及び適正使用に関する事 |
| 環境部 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の管理・適正処理に関する事 |
| 商工 観光部 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活関連物資確保のための協力要請に関する事 ・食品の流通指導に関する事 ・物流機能維持のための連絡調整に関する事 ・商工事業者の相談に対応し、必要に応じた支援を行う事 ・企業の事業活動の継続及び自粛に関する事 ・新型インフルエンザ等患者、疑似症患者及びその家族に係る不当労働解雇に関する事 |
| 農政部 | <ul style="list-style-type: none"> ・家畜等のインフルエンザサーベイランスに関する事 ・農畜産物及び家畜の流通指導に関する事 ・生活関連物資確保のための協力要請に関する事 |
| 水道局 | <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業の確保に関する事 |
| 下水道局 | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業の確保に関する事 |
| 市議会事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・市議会の感染防止対策に関する事 |
| 教育部 | <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校等をいう。以下同じ）及び私立幼稚園における感染予防及び感染拡大防止に関する事 ・公立学校及び私立幼稚園における新型インフルエンザ等発症者及び疑似症患者に対する人権確保に関する事 |

第3部第1章 実施体制（初動期）

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、市内の危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて医療対策会議を開催することで、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2 所要の対応

（1）新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置【保健医療部】

ア 市は、市対策本部設置前に国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合には、関係部局等間で情報共有を行うとともに、市内で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合には、県、県衛生環境研究所等、郡市医師会等、市歯科医師会、市薬剤師会、医療機関、消防機関等の関係機関に報告する。

イ 市は、国内外における発生動向等に関する情報収集・分析を強化し、効果的かつ迅速に実施するとともに、国及びJ I H Sが行うリスク評価の結果を速やかに関係部局間で共有する。

（2）新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置【保健医療部、総務部】

ア 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

イ 市は、必要に応じて、前節2（2）を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

ウ 市は、必要に応じて医療対策会議を設置し、地域における医療体制の連携を強化する。

（3）迅速な対策の実施に必要な予算の確保【保健医療部、財務部】

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援⁴⁶を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する⁴⁷ことを検討し、所要の準備を行う。

⁴⁶ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

⁴⁷ 特措法第70条の2第1項

第3部第1章 実施体制（対応期）

第3節 対応期

1 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市内経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

2 所要の対応

(1) 基本となる実施体制の在り方

県対策本部設置後においては、市は、速やかに次の実施体制をとる。

ア 対策の実施体制【保健医療部】

(ア) 市は、県や県衛生環境研究所等と連携し、地域の感染状況について市保健所において一元的に情報を把握し、市保健所が収集した情報とリスク評価を踏まえて、市内の感染状況に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。

(イ) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

(ウ) 市は、必要に応じて医療対策会議を設置し、地域における医療体制の連携を強化する。

イ 職員の派遣・応援への対応【保健医療部、総務部】【図5】

(ア) 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請⁴⁸する。

(イ) 市は、当該区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他市町村、県又は国に対して応援を求める⁴⁹。

ウ 必要な財政上の措置【保健医療部、財務部】

⁴⁸ 特措法第26条の2第1項

⁴⁹ 特措法第26条の3第2項、第26条の4及び第26条の6

第3部第1章 実施体制（対応期）

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

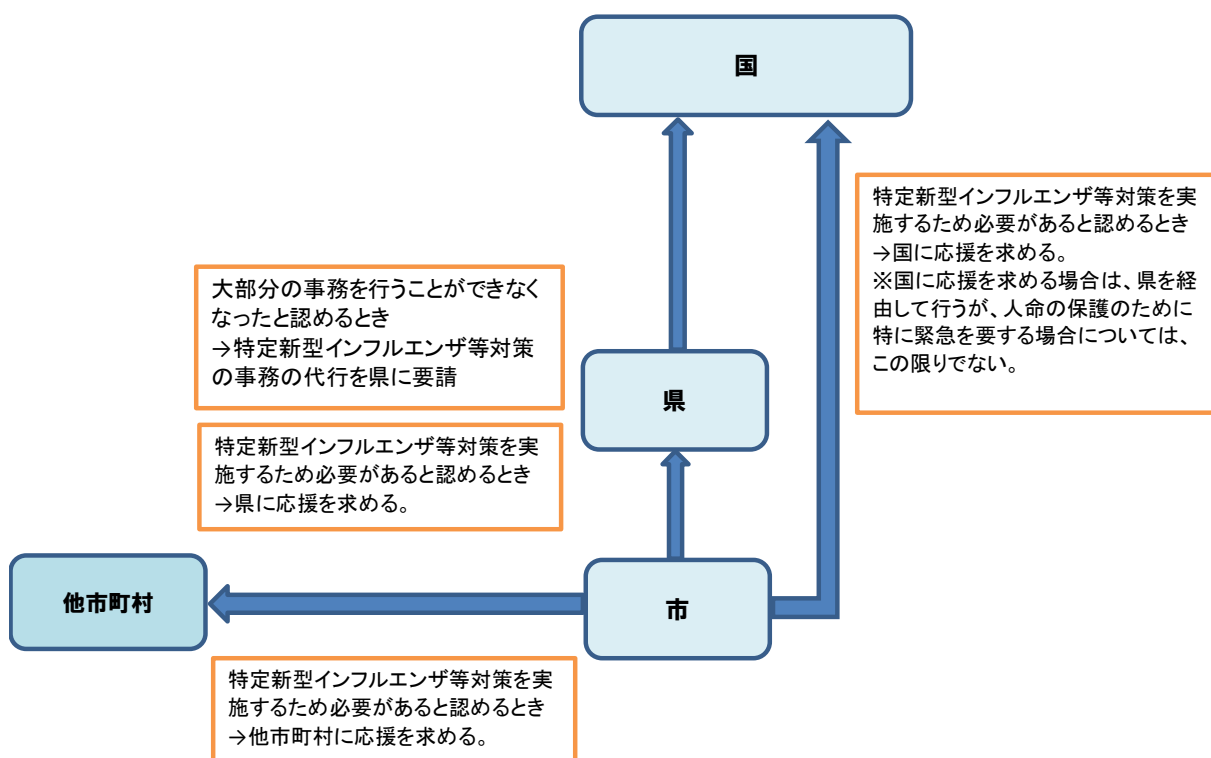
（2）緊急事態措置の検討等について【保健医療部、総務部】

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、当該区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う⁵⁰。

（3）特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制【保健医療部、総務部】

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する⁵¹。

【図5】 職員の派遣・応援への対応



⁵⁰ 特措法第36条第1項

⁵¹ 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条